

9月9日に発表された「連立政権樹立に当たっての政策合意」において、「『障害者自立支援法』は廃止し、『制度の谷間』がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる」という文言が盛り込まれた。また、10.30「さようなら自立支援法」大集会において長妻厚生労働大臣が、自立支援法を廃止し新法と一緒に作っていきたいと挨拶され、私たち難病や長期慢性疾患患者にも希望の光が見られるようになった。しかし、厚労省には「廃止」に抵抗する勢力があり、「改正法」で事足りるとして議会対策に動くことなど、楽観視できないのが現状。

1. 障害者自立支援法成立の経緯

背景—社会保障基礎構造改革、小泉構造改革、社会保障費毎年 2200 億円削減、自己責任論、規制緩和、市場原理主義、障害福祉サービスを介護保険へ統合する動きなど

・03年 障害福祉サービスは措置制度(行政処分)から支援費制度へ移行

多様なサービス、利用者が選択、自己決定、契約による事業者と対等な関係、国の責任後退

・支援費制度によりサービス利用が大幅に増加 → 支援費予算の大幅な超過

自立支援法は支援費制度の財政破綻から生まれてきたといえる。

・04年 10月「今後の障害保健福祉施策について(改革のためのグランドデザイン案)」が提案

内容:「障害者の地域生活と就労、自立を支援する」「福祉サービス、公費負担医療等を一元的に提供する仕組みの創設」「費用負担を定める(応益負担)」

・全国各地で反対運動が盛り上がる → 採決にふみこめないまま衆院解散により一旦廃案

・05年 9月郵政選挙で自民党圧勝→10/31 強行採決可決→ 06年 4月から施行

(06年12月には「障害者権利条約」が国連総会で満場一致で採択された。)

2. 障害者自立支援法の問題点

定率1割負担(応益負担) 世界に類のない制度

・介護給付・訓練等給付・地域生活支援すべて1割負担、公費負担医療、補そう具は別に1割
ホテルコストも

・障害が重く多くのサービスを必要とする人ほど負担が増えるしくみ。

・食事・着替え・トイレや外出援助も私益とみなし負担を強いる。

・作業所で働くことも訓練と位置づけられ利用料が必要。

例) 障害年金だけが収入の人が共同作業所に月20日通った場合の利用料

支援費制度 無料 ⇒ 6500円/月

例) 児童 年収 300万円 障害児通園施設利用の場合

3000円/月 ⇒ 28700円/月(利用料 14400円 + 給食費 14300円)

その他、自立支援医療(育成医療)、補そう具の応益負担も

応益負担が払えず、やむなく施設を退所する人、福祉サービスや受診・受療の回数を減らすことや、あきらめて引きこもらざるを得ない障害者が続出した。

利用者と事業者との対立関係を生む制度

負担軽減を行う市町村とできない市町村の格差

障害区分認定、支給決定 サービス利用抑制のしくみ

- ・介護保険の審査項目をそのまま踏襲したような認定制度
- ・義務的経費になったといつても…
- ・ケアマネジメントの必要性(制度が複雑)
- ・認定審査会に当事者の状況や気持ちの分かる人を

低すぎる報酬単価、報酬の日払い方式 事業者も職員も大幅な減収

- ・賃金カット、リストラ、必要なサービス量の確保困難
- ・全国 6000 か所ほどあった小規模作業所は約 2000 まで減少(きょうされん調べ)
- ・常勤換算方式による専門性(サービスの質)の低下
- ・重度包括支援 ALS等患者に対する包括報酬制度 (月約 90 万円必要)

3. 全国における運動の展開

全国大行動 04.10/20(2000 人)05.5/12(6600 人)05.7/5(11000 人)、06.10/31「出直してよ！障害者私立支援法」大集会 15000 人、09.10/31「さよなら障害者自立支援法」大集会 10000 人
大阪 3500 人集会をはじめ、京都、滋賀など各地で集会が行われた。

訴訟運動 08.10 月、応益負担の違憲性を訴え各地で障害者自立支援法訴訟がおこる。原告 63 名、弁護団 170 名超 憲法 13 条幸福追求権 14 条法の下の平等 25 条生存権
新政権発足後、国の姿勢は「徹底的に争う」 → 「原告の主張を見直す」に変化

障害当事者・事業者・関係者らの連帯した、国と地方の両方への運動によって、自治体独自の負担軽減策打ち出すところが現れ、国も報酬単価の引き上げ等を行うなど、大きな成果が見られた。しかし、その多くは、期限付きの激変緩和措置、特別対策と云つたものであり、今年行われた 3 年後の見直し「改正法案」においても、法の性格や、応益負担を堅持する姿勢も改められてはいない。 = 廃止しかない。

難病に関して 障害者自立支援法案に対する付帯決議で 3 年後の見直しで難病を検討

『一、附則第三条第一項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。』

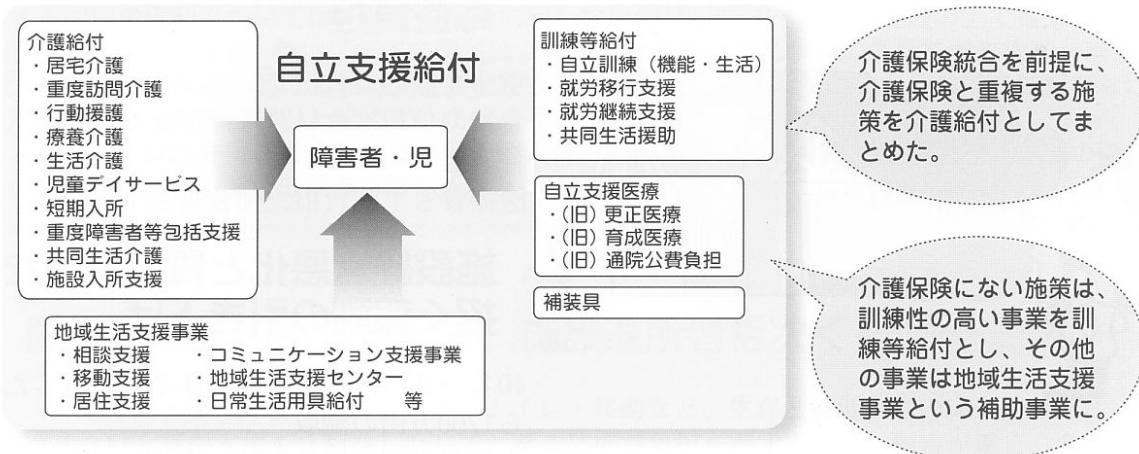
4. 総合福祉法にむけて

主な障害者団体のデッサン

まず、応益負担を無くし応能負担へ。報酬の日割り方式を月額払いにする。2012年度の施行を目標に当事者が参加して議論を尽くす。

- ・障害者権利条約、ICFの考えに基づいた法の理念、方針、対象範囲
- ・当事者の実態に即した制度の整備、制度・政策決定過程への当事者の参加
- ・十分な予算の裏付けに基づく持続可能な制度、国の財政負担の明確化

障害者自立支援法のサービス体系



介護保険統合を前提に、介護保険と重複する施策を介護給付としてまとめた。

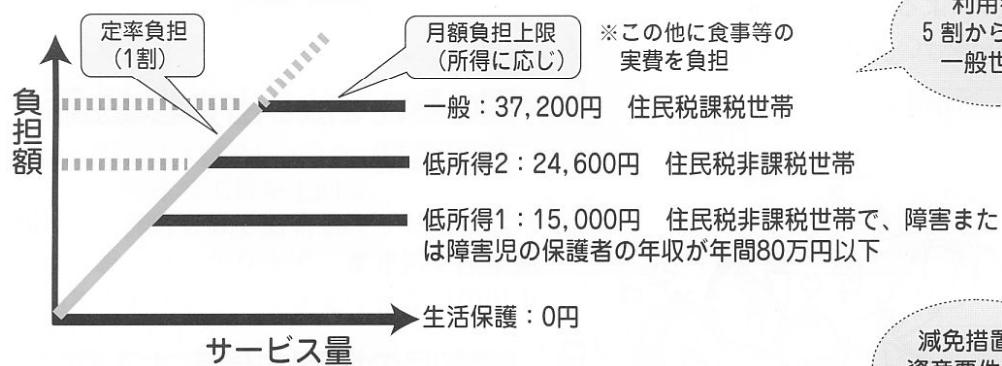
介護保険にない施策は、訓練性の高い事業を訓練等給付とし、その他の事業は地域生活支援事業という補助事業に。

サービス利用までの流れ



ここで認定した障害程度区分は、対象者の範囲・報酬水準・市町村に対する国庫負担基準として使われる。

応益（定率）負担の考え方



減免措置は資産要件等があります。

- ① 利用したサービスに要した経費の1割を負担
- ② 世帯の収入に応じて、1ヶ月に負担する金額の上限が定められる
- ③ 世帯の範囲は住民票上の世帯。ひとつの世帯となっている人の課税状況で世帯の負担額を決める
- ④ 世帯主等が障害者に関して、税制上の扶養控除の対象とせず、かつ健康保険の扶養関係になければ、世帯の範囲は障害者本人と配偶者のみとする（世帯の範囲の特例）
- ⑤ 利用するサービスや収入の状況によって、各種減免措置が適用され、負担が軽減される